

公募型プロポーザル実施の公示

2025年6月9日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和7年度 御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業」

(2) 事業の目的

御食国とは、日本古代から平安時代にかけて、皇室・朝廷に海水産物を中心とした御食料(穀類以外の副産物)を貢いだと推定される国(若狭、志摩、淡路)を指し、その歴史を持つ京都府・福井県・三重県・兵庫県が大阪・関西万博を見すえ、御食国がもつ歴史的背景のストーリー化や共通ブランドの強化等に3年間取り組んできた。

御食国ツーリズム推進の集大成として、インバウンドマーケットを対象としたプロモーション等により、「御食国ブランド」の魅力を活かしたツーリズム造成や国内外の旅行会社、宿泊施設・飲食店等の「御食国」への理解を深め、受け入れ体制を支援することにより、「御食国ブランド」の確立を図る。

(3) 事業の概要

①御食国ツーリズム造成・プロモーション

②御食国ツーリズム理解度促進

③検討会

※ 詳細は添付の仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

10,800,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 担当 上山(かみやま)

メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間及び応募方法

ア 応募期間: 2025年6月9日(月)から2025年6月23日(月)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/募集要領御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業.pdf>

仕様書 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/仕様書御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業.pdf>

評価要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/評価要領御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業.pdf>

評価基準<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/評価基準御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業」.pdf>

様式 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/様式1～5-御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業」.docx>

※応募申込書は上記期間内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2025年6月23日(月) 17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2025年6月16日(月)17:00まで

※メールでのみ受付(件名に「御食国事業「インバウンドツーリズム発展事業」に関する質問」と付記)

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案の審査

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以 上